

第3次男女共同参画基本計画における成果目標の動向

【凡例】

- ↗ : 計画策定時から改善
 ↘ : 計画策定時から悪化
 → : 計画策定時から変化なし
 — : 計画策定時と比較不能
 ■ : 前回(平成25年10月)からの更新箇所

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	策定時 との比 較	備考
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大							
検察官(検事)に占める女性の割合	23% (平成27年度末)	18.2% (平成21年)	19.7% (平成23年)	19.7% (平成23年)	20.4% (平成25年)	↗	
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	30%程度 (平成27年度末)	26.1% (平成22年度)	—	26.6% (平成23年度)	26.8% (平成25年度)	↗	女性国家公務員の採用・登用の拡大等について(H16.4.28各省庁人事担当課長会議申合せ)
国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合	30%程度(注18)	25.7% (平成22年度)	—	26.2% (平成23年度)	27.3% 【参考】総合職試験事務系 (平成25年度)	—	女性国家公務員の採用・登用の拡大等について(H16.4.28各省庁人事担当課長会議申合せ)
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年度末)	5.1% 平成20年度 (※平成21年1月現在)	—	4.8% 平成21年度 (※平成22年1月現在)	5.3% 平成24年度 (※平成25年1月現在)	↗	
国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	5%程度 (平成27年度末)	2.2% 平成20年度 (※平成21年1月現在)	—	2.4% 平成21年度 (※平成22年1月現在)	3.0% 平成25年度 (※平成25年10月現在)	↗	女性の参画加速プログラム(H20.4.8男女共同参画推進本部決定)
国の指定職相当に占める女性の割合	3%程度 (平成27年度末)	1.7% 平成20年度 (※平成21年1月現在)	—	2.0% 平成21年度 (※平成22年1月現在)	2.2% 平成25年度 (※平成25年10月現在)	↗	
国家公務員の男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	0.7% (平成20年度)	—	1.8% (平成22年度)	2.0% (平成24年度)	↗	仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
国の審議会等委員に占める女性の割合	40%以上、60%以下 (平成32年)	33.2% (平成21年)	33.8% (平成22年)	33.2% (平成23年)	34.1% (平成25年)	↗	国の審議会等における女性委員の登用の促進について(H18.4.4男女共同参画推進本部決定)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	30% (平成32年)	16.5% (平成21年)	17.3% (平成22年)	18.4% (平成23年)	20.1% (平成25年)	↗	国の審議会等における女性委員の登用の促進について(H18.4.4男女共同参画推進本部決定)
都道府県の地方公務員採用試験(上級試験)からの採用者に占める女性の割合	30%程度 (平成27年度末)	21.3% (平成20年)	22.4% (平成21年)	23.8% (平成22年)	24.3% (平成25年)	↗	
都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年度末)	5.7% (平成21年)	6.0% (平成22年)	6.4% (平成23年)	6.8% (平成25年)	↗	
地方公務員の男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	0.6% (平成20年度)	0.7% (平成21年度)	1.3%(注15) (平成22年度)	1.3% (平成23年度)	↗	仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	30% (平成27年)	28.4% (平成21年)	28.6% (平成22年)	28.8% (平成23年)	29.5% (平成25年)	↗	
市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	30% (平成27年)	23.3% (平成21年)	22.8% (平成22年)	23.3%(注14) (平成23年)	24.2% (平成25年)	↗	
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年)	6.5% (平成21年)	6.2% (平成22年)	7.2% (平成23年)	6.9% (平成24年)	↗	

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	策定時 との比較	備考
目標 衆議院議員の候補者に占める女性の割合(注1)	30% (平成32年)	16.7% (平成21年)	—	—	15.0% (平成24年)		
	参議院議員の候補者に占める女性の割合(注1)	30% (平成32年)	22.9% (平成22年)	—	—	24.2% (平成25年)	
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革							
「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (平成27年)	64.6% (平成21年)	—	—	63.7% (平成24年)	↓	
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	35.1% (平成21年)	—	—	34.8% (平成24年)	↓	
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	37.0% (平成21年)	—	—	41.3% (平成24年)	↑	
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり60分 (平成18年)	—	—	1日当たり67分 (平成23年)	↑	子ども・子育て応援プラン(H16.12.24少子化社会対策会議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画							
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5割減 (平成32年)	10.0% (平成20年)	9.4% (平成22年)	9.3%(注12) (平成23年)	8.8% (平成25年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	47.4% (平成20年)	47.1% (平成21年)	48.1% (平成22年)	47.1% (平成24年)	↓	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり60分 (平成18年)	—	—	1日当たり67分 (平成23年)	↑	子ども・子育て応援プラン(H16.12.24少子化社会対策会議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	1.72% (平成21年)	1.38% (平成22年)	2.63%(注12) (平成23年)	1.89% (平成24年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業(注2)数	2,000企業 (平成26年)	920企業 (平成22年)	1,095社 (平成23年6月末)	1,301社 (平成24年7月末)	1,741社 (平成25年12月末)	↑	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	29% (平成32年)	8.6%以下 (平成17年)	13.4% (平成22年)	20.5%(注12) (平成23年)	14.0% (平成24年)	↑	仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
在宅型テレワーカー(注3)の数	700万人 (平成27年)	330万人 (平成20年)	320万人 (平成22年)	490万人 (平成23年)	930万人 (平成24年)	↑	新たな情報通信技術戦略工程表(H22.6.22高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	20%以上減 (平成28年までに)*	24.2 (平成17年)	23.4 (平成22年(概数))	23.4 (平成22年)	21.0 (平成24年)	↑	自殺総合対策大綱(H19.6.8閣議決定)

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	策定時 との比較	備考
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	全小児救急医療圏 (平成26年度)	342地区 (平成20年)	335地区 (平成22年)	335地区 (平成22年)	341地区 (平成23年)	↓	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)
公立中学校における職場体験の実施状況	96% (平成27年)	94.5% (平成21年)	97.1% (平成22年)	97.1% (平成22年)	98.0% (平成24年)	↑	教育振興基本計画アクションプラン(H21)
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況	75% (平成27年)	72.6% (平成21年)	79.6% (平成22年)	79.6% (平成22年)	83.0% (平成24年)	↑	
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保							
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年)	6.5% (平成21年)	6.2% (平成22年)	7.2% (平成23年)	6.9% (平成24年)	↑	
ポジティブ・アクション取組企業数の割合	40%超 (平成26年)	30.2% (平成21年)	28.1% (平成22年)	31.7%(注12) (平成23年)	32.5% (平成24年)	↑	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) 高齢社会対策大綱(H24.9.7閣議決定)
在宅型テレワーカーの数	700万人 (平成27年)	330万人 (平成20年)	320万人 (平成22年)	490万人 (平成23年)	930万人 (平成24年)	↑	新たな情報通信技術戦略工程表(H22.6.22高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
自己啓発を行っている労働者の割合	正社員:70% 非正社員:50% (平成32年)	正社員:58.1% 非正社員:37.3% (平成20年)*	正社員:41.7% 非正社員:18.4% (平成22年)	正社員:43.8% 非正社員:19.3% (平成23年)(注12)	正社員:47.7% 非正社員:22.1% (平成24年)(注12)	↓	仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	29% (平成32年)	8.6%以下 (平成17年)	13.4% (平成22年)	20.5%(注12) (平成23年)	14.0% (平成24年)	↑	仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5割減 (平成32年)	10.0% (平成20年)	9.4% (平成22年)	9.3%(注12) (平成23年)	8.8% (平成25年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	47.4% (平成20年)	47.1% (平成21年)	48.1% (平成22年)	47.1% (平成24年)	↓	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	1.72% (平成21年)	1.38% (平成22年)	2.63%(注12) (平成23年)	1.89% (平成24年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
25歳から44歳までの女性の就業率	73% (平成32年)	66.0% (平成21年)	66.6% (平成22年)	66.9%(注12) (平成23年)	69.5% (平成25年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
第一子出産前後の女性の継続就業率	55% (平成32年)	38% (平成17年)	—	38% (平成22年)	38% (平成22年)	→	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	2,000企業 (平成26年)	920企業 (平成22年)	1,095社 (平成23年6月末)	1,301社 (平成24年7月末)	1,741社 (平成25年12月末)	↑	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	策定時 との比較	備考
第5分野 男女の仕事と生活の調和							
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	37.0% (平成21年)	—	—	41.3% (平成24年)	↑	
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	100% (平成32年)	52.1% (平成21年)	40.5% (平成22年)	46.3%(注10) (平成23年)	59.7%(注10) (平成24年)	↑	仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5割減 (平成32年)	10.0% (平成20年)	9.4% (平成22年)	9.3%(注12) (平成23年)	8.8% (平成25年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	47.4% (平成20年)	47.1% (平成21年)	48.1% (平成22年)	47.1% (平成24年)	↓	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり60分 (平成18年)	—	—	1日当たり67分 (平成23年)	↑	子ども・子育て応援プラン(H16.12.24少子化社会対策会議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	1.72% (平成21年)	1.38% (平成22年)	2.63%(注12) (平成23年)	1.89% (平成24年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	2,000企業 (平成26年)	920企業 (平成22年)	1,095社 (平成23年6月末)	1,301社 (平成24年7月末)	1,741社 (平成25年12月末)	↑	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	29% (平成32年)	8.6%以下 (平成17年)	13.4% (平成22年)	20.5%(注12) (平成23年)	14.0% (平成24年)	↑	仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
在宅型テレワーカーの数	700万人 (平成27年)	330万人 (平成20年)	320万人 (平成22年)	490万人 (平成23年)	930万人 (平成24年)	↑	新たな情報通信技術戦略工程表(H22.6.22高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
3歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合(注4)	44% (平成29年)	22.8% (平成22年度)	—	24.0% (平成23年度)	26.2% (平成25年度)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
小学校1～3年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合	40% (平成29年)	21.2% (平成22年度)	—	—	24.0% (平成25年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)
放課後子ども教室の実施(注5)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (平成24年度)	9,280か所 (平成22年)	—	9,733か所 (平成23年)	10,376か所 (平成25年)	↑	第1期教育振興基本計画(H20.7.1閣議決定)

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	策定時 との比 較	備考
地域子育て支援拠点事業	10,000か所 (平成26年)	7,100か所 平成21年度見込 (市町村単独分含む)	7,134か所 平成21年度交付決定 ベース (市町村単独分含む)	7,555か所 平成23年度交付決定 ベース (市町村単独分含む) (市町村単独分は平成22年度実績)	7,860か所 平成24年度交付決定 ベース (市町村単独分含む) (市町村単独分は平成23年度実績)	↑	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)
ファミリー・サポート・センター事業	950市町村 (平成26年)	599か所 (平成21年度)	637か所 (平成22年度)	669か所 (平成23年度)	699か所 (平成24年度)	↑	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	100% (平成32年)	33.6% (平成19年)	—	—	47.2% (平成24年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定)
20歳から34歳までの就業率	77% (平成32年)	73.6% (平成21年)	73.7% (平成22年)	74.2%(注12) (平成23年)	75.4% (平成25年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定)
第一子出産前後の女性の継続就業率	55% (平成32年)	38% (平成17年)	—	38% (平成22年)	38% (平成22年)	→	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定)
第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進							
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数(注6)	農業委員会、農業協同組合とも 0 (平成25年度)	農業委員会:890 (平成20年度) 農業協同組合:535 (平成19年度)	農業委員会:826 (平成22年度) 農業協同組合:535 (平成19年度)	農業委員会:711 (平成23年度) 農業協同組合:320 (平成23年度)	農業委員会:711 (平成23年度) 農業協同組合:321 (平成23年度)	↑	農林水産省政策評価基本計画・実施計画 (H22.8.10策定農林水産大臣決定)
家族経営協定の締結数(注7)	70,000件 (平成32年度)	40,000件 (平成19年度)	48,602件 (平成22年度)	48,602件 (平成22年度)	50,715件 (平成23年度)	↑	農林水産省政策評価基本計画・実施計画 (H22.8.10策定農林水産大臣決定)
第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援							
公共職業訓練受講者(離職者訓練)の就職率*	施設内:80% 委託:65% (平成32年)	施設内:73.9% 委託:62.4% (平成21年)	施設内:77.6% 委託:63.7% (平成22年)	施設内:77.7% (平成23年11月末まで修了 コース) 委託:65.1% (平成23年10月末まで修了 コース)	施設内:81.0% (平成24年度) 委託:69.2% (平成24年度)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定)
ジョブ・カード取得者	300万人 (平成32年)	29.1万人 (平成20年4月から平成 22年7月まで)	49万人 (平成20年4月から平成23 年5月末まで)	67.2万人 (平成20年4月から平成24 年3月まで)	100.7万人 (平成20年4月から平成25 年12月まで)	↑	ジョブ・カード制度「新全国推進基本計画」 (H20.6.30ジョブ・カード推進協議会決定) 新成長戦略(H22.6.18閣議決定)
25歳から44歳までの女性の就業率	73% (平成32年)	66.0% (平成21年)	66.6% (平成22年)	66.9%(注12) (平成23年)	69.5% (平成25年)	↑	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定)

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	策定時 との比較	備考
第一子出産前後の女性の継続就業率	55% (平成32年)	38% (平成17年)	—	38% (平成22年)	38% (平成22年)	→	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定)
自立支援教育訓練給付金事業	全都道府県・市・福祉 事務所設置町村で実施 (平成26年度)	90.0% (平成21年度)	—	90.2% (平成22年度)	91.6% (平成24年度)	↗	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)
高等技能訓練促進費等事業	全都道府県・市・福祉 事務所設置町村で実施 (平成26年度)	81.8% (平成21年度)	—	87.4% (平成22年度)	91.2% (平成24年度)	↗	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)
地域若者サポートステーション事業による ニートの就職等進路決定者数	10万人 (平成32年)	—	サポステによるニートの就職等 進路決定者数(平成22年度 上半期の登録者に係る実 績) 0.3万人	1.2万人 地域若者サポートステーション 事業によるニート等若者の 就職等進路決定者数 (平成23年度)	3.7万人 地域若者サポートステーション 事業によるニート等若者の 就職等進路決定者数 (平成23年4月から平成25 年9月まで)	↗	新成長戦略(H22.6.18閣議決定)
20歳から34歳までの就業率	77% (平成32年)	73.6% (平成21年)	73.7% (平成22年)	74.2%(注12) (平成23年)	75.4% (平成25年)	↗	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定)
フリーター数	124万人 (平成32年)	178万人 (平成21年)	183万人 (平成22年)	176万人(注12) (平成23年)	182万人 (平成25年)	↘	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定)
第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備							
バリアフリーの認知度	100% (平成24年度)	93.8% (平成17年度)	—	92.9% (平成23年度)	92.6% (平成24年度)	↘	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱 (H20.3.28バリアフリーに関する関係閣僚会議決 定)
ユニバーサルデザインの認知度	80% (平成24年度)	64.3% (平成17年度)	—	57.1% (平成23年度)	54.6% (平成24年度)	↘	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱 (H20.3.28バリアフリーに関する関係閣僚会議決 定)
60歳から64歳までの就業率	63.0% (平成32年)	57.0% (平成21年)	57.1% (平成22年)	57.3%(注12) (平成23年)	58.9% (平成25年)	↗	新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定)
地域自立支援協議会を設置している市町 村数(注15)	全市町村 (平成24年)	約1,426市町村 (平成21年4月)	約1,485市町村 (平成22年4月)	約1,485市町村 (平成22年4月)	約1,650市町村 (平成25年4月)	↗	共生社会 重点施策実施5カ年計画(H19.12.25 障害者施策推進本部決定)
障害者の実雇用率(民間企業)	1.8%(注17) (平成32年)	1.68% (平成22年6月)	—	1.65%(注16) (平成23年6月)	1.76%(注16) (平成25年6月)	↗	新成長戦略(H22.6.18閣議決定)
第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶							
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふり をして、おどす」を暴力として認識する人 の割合	100% (平成27年)	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成20年)*	—	59.6% (平手で打つ) 52.3% (なぐるふりをして、おどす) (平成23年)	59.6% (平手で打つ) 52.3% (なぐるふりをして、おどす) (平成23年)	↗ ↘	

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	策定時 との比較	備考
配偶者暴力防止法の認知度	100% (平成27年)	76.1% (平成20年)*	—	76.0% (平成23年)	76.0% (平成23年)	↓	
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	67% (平成27年)	29% (平成20年)*	—	32.7% (平成23年)	32.7% (平成23年)	↑	
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	100か所 (平成27年)	21か所 (平成22年)	33か所 (平成23年9月)	44か所 (平成24年8月)	64か所 (平成26年1月)	↑	
性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	各都道府県に 最低1か所 (平成27年)	22都道府県 (平成22年)	—	—	—	—	
第10分野 生涯を通じた女性の健康支援							
食育に関心を持っている国民の割合	90%以上 (平成27年度)	71.7% (平成21年)	—	72.3% (平成23年)	74.2% (平成24年)	↑	第2次食育推進基本計画(H23.3.31食育推進会議決定)
妊娠・出産について満足している者の割合	100% (平成26年)	92.6% (平成21年度)	—	—	93.0% (平成25年度)	↑	健やか親子21(H13)
妊娠11週以下での妊娠の届出率	100% (平成26年度)	78.1% (平成20年度)	86.9% (平成21年度)	89.2%(注13) (平成22年度)	90.0%(注13) (平成23年度)	↑	健やか親子21(H13)
母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合	100% (平成26年)	41.2% (平成21年度)	—	—	43.3% (平成25年度)	↑	健やか親子21(H13)
出生1万人当たりNICU(新生児集中治療管理室)病床数	25~30床 (平成26年度)	21.2床 (平成20年)*	—	—	26.3床 (平成23年)	↑	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	全小児救急医療圏 (平成26年度)	342地区 (平成20年)*	335地区 (平成22年)	335地区 (平成22年)	341地区 (平成23年)	↓	子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)
不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合	100% (平成26年)	①不妊カウンセラー 専従15.3% 兼任47.4% ②不妊コーディネーター 専従11.8% 兼任47.5% (平成21年度)	—	—	①不妊カウンセラー 57.2% (専従26.6%) ②不妊コーディネーター 45.1% (専従23.0%) (平成25年度)	—	健やか親子21(H13)
不妊専門相談センター	全都道府県・指定都市・中核市 (平成26年度)	61都道府県市 (平成22年度)	—	60都道府県市 (平成23年度)	61都道府県市 (平成24年度)	→	健やか親子21(H13) 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)
妊娠中の喫煙・飲酒	なくす (平成26年)	①喫煙率 5.5%, 4.4%, 4.9% (3~4か月, 1歳6か月, 3歳児健診時の結果) ②飲酒率 7.6%, 7.5%, 8.1% (3~4か月, 1歳6か月, 3歳児健診時の結果) (平成21年度)	—	—	①喫煙率 3.9% 3.6% 4.0% (3~4か月, 1歳6か月, 3歳児 健診時の結果) ②飲酒率 3.2% 4.4% 5.3% (3~4か月, 1歳6か月, 3歳児 健診時の結果) (平成25年度)	↑	健やか親子21(H13)

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	策定時 との比 較	備考
子宮がん検診, 乳がん検診受診率(注8)*	子宮がん:50%以上 乳がん:50%以上 (平成23年度末)(注19)	過去1年間の受診率 子宮がん:21.3% 乳がん:20.3% (平成19年)	過去1年間の受診率 子宮がん:24.3% 乳がん:24.3% 過去2年間の受診率(注9) 子宮がん:32.0% 乳がん:31.4% (平成22年)	過去1年間の受診率 子宮がん:24.3% 乳がん:24.3% 過去2年間の受診率(注9) 子宮がん:32.0% 乳がん:31.4% (平成22年)	過去1年間の受診率 子宮がん:24.3% 乳がん:24.3% 過去2年間の受診率(注9) 子宮がん:32.0% 乳がん:31.4% (平成22年)	↑	がん対策推進基本計画(H19.6.15閣議決定)
成人の週1回以上スポーツ実施率	65%程度 (できる限り早期)	45.3% (平成21年度)*	—	—	47.5% (平成24年度)	↑	スポーツ立国戦略(H22.8.26文部科学大臣決定)
第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実							
公立中学校における職場体験の実施状況	96% (平成27年)	94.5% (平成21年)	97.1% (平成22年)	97.1% (平成22年)	98.0% (平成24年)	↑	教育振興基本計画アクションプラン(H21)
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況	75% (平成27年)	72.6% (平成21年)	79.6% (平成22年)	79.6% (平成22年)	83.0% (平成24年)	↑	
ミレニアム開発目標のうち, 全ての教育レベルにおける男女格差	平成27年までに解消	—	—	—	—	—	国連ミレニアム開発目標(H12.9国連)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち, 女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	100% (平成27年)	93.2% (平成21年)	—	89.6%※ (平成21年)	91.9% (平成23年)	↓	
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	30% (平成32年)	14.7% (平成22年)	—	14.8% (平成23年)	15.0% (平成25年)	↑	女性のチャレンジ支援策の推進について(H15.6.20男女共同参画推進本部決定)
大学の教授等に占める女性の割合	30% (平成32年)	16.7% (平成21年)	17.3% (平成22年)	17.8% (平成23年)	18.8% (平成25年)	↑	女性のチャレンジ支援策の推進について(H15.6.20男女共同参画推進本部決定)
第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画							
女性研究者の採用目標値(自然科学系)	「自然科学系25%(早期), 更に30%を目指す。特に理学系20%, 工学系15%, 農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」(総合科学技術会議基本政策専門調査会報告)との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画(平成23年度から27年度まで)における値	自然科学系 23.1% (平成20年)	—	自然科学系 24.2% (平成21年)	自然科学系 24.2% (平成23年)	↑	「科学技術に関する基本政策について」に対する答申(H22.12.24総合科学技術会議答申)
日本学術会議の会員に占める女性の割合	22% (平成27年)	20.5% (平成20年)	—	23.3% (平成23年10月1日時点)	23.3% (平成23年10月1日時点)	↑	
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	14% (平成27年)	12.5% (平成20年)	—	16.5% (平成23年10月3日時点)	16.5% (平成23年10月3日時点)	↑	
第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進							
「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (平成27年)	64.6% (平成21年)	—	—	63.7% (平成24年)	↓	
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	35.1% (平成21年)	—	—	34.8% (平成24年)	↓	

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	策定時 との比較	備考
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	37.0% (平成21年)	—	—	41.3% (平成24年)	↗	
第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進							
自治会長に占める女性の割合	10% (平成27年)	4.1% (平成22年)	—	4.3%(注14) (平成23年)	4.5% (平成25年)	↗	
女性委員のいない都道府県防災会議の数	0 (平成27年)	13 (平成21年)	10 (平成22年)	6 (平成24年)	0 (平成25年)	↗	
全国の女性消防団員	10万人	19,043人* (平成22年)	19,043人※ (平成22年)	19,577人(注11) (平成23年)	20,785人 (平成25年)	↗	消防防災分野における現下の諸課題への対応 方針に関する答申(H15.12.24消防審議会答申)
第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献							
平成27年を期限とするミレニアム開発目標	各国, 各国際機関, NGOと協力して, ミレニアム開発目標の達成に努める	—	—	—	—	—	国連ミレニアム開発目標(H12.9国連)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	35.1% (平成21年)	—	—	34.8% (平成24年)	↘	

(注1) 成果目標ではなく「目標」。「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

(注2) 次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定を受けた企業。

(注3) テレワーク人口倍増アクションプラン(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)に規定するテレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている者をいう。

(注4) 待機児童の解消を図るための数値。

(注5) 保護者や地域住民等の参画により地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育むための取組の実施箇所数。

(注6) 農業委員、農業協同組合役員を対象。

(注7) 東日本大震災の影響により、宮城県及び福島県の一部については、平成22年3月31日現在のデータを引用。

(注8) 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、子宮がん検診及び乳がん検診は、同一人につき2年に1回行うものとしている。

(注9) 過去2年間の受診率の調査は平成22年より実施。

(注10) 2009年以前の調査対象:「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」

2010年以降の調査対象:「農林業を除く従業員数30人以上の企業」

(注11) 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値については、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

(注12) 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。

(注13) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

(注14) 東日本大震災の影響により、福島県川内村、葛尾村、飯舘村を除いて集計した数値である。

(注15) 地域自立支援協議会は、平成25年度から協議会に名称が変更されている。

(注16) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、23年以降と22年までの数値を単純に比較することはできない。

(注17) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく障害者の法定雇用率(民間企業)は、平成25年4月1日より1.8%から2.0%へ引上げを行っている。

(注18) 国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合の目標は、「新たな試験制度が導入されるまで」を対象としている。

平成24年度以降は、新たな試験区分での採用が開始されたため、平成24年度以降は参考数値である。

(注19) がん対策推進基本計画(平成24年6月8日閣議決定)において、新たな目標値が設定されている(子宮がん:50%、乳がん:50%(平成28年度末))。

※ 計画策定時は速報値であり、最新値は確報値。

* 計画策定後、所要の修正を行ったもの。

第3次男女共同参画基本計画における参考指標の動向

項 目		計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大					
国会議員	衆議院議員	10.9% (平成22年12月)	—	10.9% (平成23年12月)	8.1% (平成25年9月)
	参議院議員	18.2% (平成22年12月)	—	18.6% (平成23年12月)	16.1% (平成25年10月)
国務大臣等	内閣総理大臣・国務大臣	11.8% (平成22年12月)	11.1% (平成23年9月)	11.1% (平成23年9月)	10.5% (平成25年2月)
	内閣官房副長官・副大臣	4.0% (平成22年12月)	4.0% (平成23年9月)	4.0% (平成23年9月)	14.3% (平成25年9月)
	大臣政務官	11.5% (平成22年12月)	15.4% (平成23年9月)	15.4% (平成23年9月)	7.4% (平成25年9月)
政党役員	民主党役員	3.2% (平成22年)	—	13.8% (平成23年)	13.1% (平成25年)
	自由民主党役員	11.6% (平成22年)	—	11.6% (平成23年)	9.8% (平成25年)
	公明党役員	10.5% (平成22年)	—	10.5% (平成23年)	14.3% (平成25年)
	みんなの党役員	0% (平成22年)	—	0% (平成23年)	7.1% (平成25年)
	日本共産党役員	20.2% (平成22年)	—	20.2% (平成23年)	20.2% (平成25年)
	社会民主党役員	16.7% (平成22年)	—	16.7% (平成23年)	14.3% (平成25年)
	国民新党役員	16.7% (平成22年)	—	14.3% (平成23年)	0% (平成24年)
	たちあがれ日本役員	16.7% (平成22年)	—	20.0% (平成23年)	20.0% (平成24年)
	新党改革役員	—	—	0% (平成23年)	0% (平成24年)
	新党日本役員	—	—	0% (平成23年)	0% (平成24年)

項 目		計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値
地方議会議員	都道府県議会議員	8.1% (平成21年)	8.1% (平成22年)	8.6% (平成23年)	8.7% (平成24年)
	市区議会議員	12.9% (平成21年)	13.2% (平成22年)	13.3% (平成23年)	13.4% (平成24年)
	町村議会議員	8.1% (平成21年)	8.1% (平成22年)	8.4% (平成23年)	8.6% (平成24年)
地方公共団体の長	都道府県知事	6.4% (平成22年)	—	6.4% (平成23年)	6.4% (平成25年)
	市区長	2.3% (平成22年)	—	2.0% (平成23年)	1.8% (平成25年)
	町村長	0.6% (平成22年)	—	0.8% (平成23年)	0.5% (平成25年)
司法	裁判官	16.5% (平成22年)	—	17.0% (平成23年)	18.2% (平成25年)
	弁護士	16.3% (平成22年)	—	16.9% (平成23年)	17.7% (平成25年)
地方公務員	市区町村本庁課長相当職以上	9.8% (平成22年)	—	10.4%(注12) (平成23年)	12.2% (平成25年)
独立行政法人等	独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職の職員	10.4% (平成21年)	—	—	11.5% (平成25年)
経済団体	経済同友会役員	7.5% (平成22年)	—	6.4% (平成23年)	6.9% (平成25年)
	日本経済団体連合会役員	0.5% (平成22年)	—	0.5% (平成23年)	3.8% (平成25年)
	業種別全国団体役員	—	—	—	—
	日本商工会議所役員	0% (平成21年)	—	0% (平成23年)	0% (平成25年)
	全国商工会連合会役員	4.0% (平成22年)	—	4.0% (平成23年)	4.0% (平成25年)
	都道府県商工会連合会役員	5.7% (平成22年)	—	5.5% (平成23年)	5.3% (平成25年)
	全国中小企業団体中央会役員	1.6% (平成22年)	—	1.6% (平成23年)	1.7% (平成25年)

項目		計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値
	都道府県中小企業団体中央会役員	1.1% (平成22年)	—	1.3% (平成23年)	1.3% (平成25年)
	日本労働組合総連合会(連合)役員	24.5% (平成22年)	—	26.8% (平成23年)	26.4% (平成25年)
	連合傘下の労働組合における中央執行委員	7.4% (平成20年)	7.4% (平成21年)	7.3% (平成22年)	8.7% (平成24年)
専門的職業	公認会計士	13.7% (平成22年)	—	14.1% (平成23年)	14.3% (平成25年)
	獣医師	23.3% (平成20年)	—	24.9% (平成22年)	27.1% (平成24年)
職能団体	日本弁護士連合会役員	5.6% (平成22年)	—	6.7% (平成23年)	8.9% (平成25年)
	各弁護士会役員	7.7% (平成22年)	—	7.5% (平成23年)	7.9% (平成25年)
	日本公認会計士協会役員	5.6% (平成22年)	—	5.6% (平成23年)	8.0% (平成25年)
	日本公認会計士協会地域会役員	4.6% (平成22年)	—	3.9% (平成23年)	5.8% (平成25年)
	日本獣医師会役員	0% (平成22年)	—	0% (平成23年)	0% (平成25年)
	地方獣医師会役員	2.8% (平成22年)	—	2.6% (平成23年)	4.1% (平成25年)
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革					
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合		55.1% (平成21年)	—	—	45.1% (平成24年)
男女共同参画条例制定地方公共団体数		496団体 (平成21年4月1日)	524団体 (平成22年4月1日)	542団体 (平成23年4月1日)	542団体 (平成23年4月1日)
男女共同参画都市宣言採択市町村数		132団体 (平成21年4月1日)	133団体 (平成22年4月1日)	143団体 (平成23年4月1日)	143団体 (平成23年4月1日)
女性の人権ホットライン相談件数		23,426件 (平成21年)	23,289件 (平成22年)	22,008件 (平成23年)	21,720件 (平成24年)
国、地方公共団体の苦情処理件数 (男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について)		国:1,662件 地方公共団体:33件 (平成21年度)	国:507件 地方公共団体:54件 (平成22年度)	国:621件 地方公共団体:91件 (平成23年度)	国:485件 地方公共団体:58件 (平成24年度)

項 目	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値
第3分野 男性, 子どもにとっての男女共同参画				
男女別自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	男性:36.2 女性:13.2 (平成21年)	男性:34.1 女性:13.1 (平成22年(概数))	男性:34.2 女性:13.2 (平成22年)	男性:30.1 女性:12.3 (平成24年)
40歳代から60歳代の男性自殺者数	12,677人 (平成21年)	11,900人 (平成22年)	11,900人 (平成22年)	9,892人 (平成24年)
児童ポルノ事犯の検挙件数	935件 (平成21年)	1,342件 (平成22年)	1,455件 (平成23年)	1,596件 (平成24年)
性的虐待事件の検挙件数	91件 (平成21年)	67件 (平成22年)	96件 (平成23年)	112件 (平成24年)
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保				
都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数	23,301件 (平成21年度)	23,496件 (平成22年度)	23,496件 (平成22年度)	20,677件 (平成24年度)
都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合(年度内)	94.3% (平成21年度)	94.8% (平成22年度)	94.8% (平成22年度)	96.3% (平成24年度)
男女間賃金格差(注1)	69.8 (平成21年)	69.3 (平成22年)	70.6 (平成23年)	70.9 (平成24年)
非正規・正規賃金格差①(注2)	男性:73.1 女性:68.3 (平成21年)	男性:71.1 女性:68.8 (平成22年)	男性:65.9 女性:68.3 (平成23年)	男性:63.7 女性:70.4 (平成24年)
非正規・正規賃金格差②(注3)	男性:65.8 女性:70.3 (平成21年)	男性:67.6 女性:70.0 (平成22年)	男性:65.4 女性:69.2 (平成23年)	男性:63.5 女性:69.3 (平成24年)
非正規から正規への移動率(注4)	男性:39.5% 女性:18.8% (平成21年)	男性:35.7% 女性:18.7% (平成22年)	男性:33.0% 女性:18.5% (平成23年)(注11)	男性:33.1% 女性:17.6% (平成25年)
女性労働者に占める非正規割合	53.3%* (平成21年)	53.8% (平成22年)	54.7%(注11) (平成23年)	55.8% (平成25年)
公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	30道県 (平成21年)	—	—	31道県 (平成24年)
第5分野 男女の仕事と生活の調和				
公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	30道県 (平成21年)	—	—	31道県 (平成24年)

項 目		計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値
自己啓発を行っている労働者の割合		正社員： 58.1% 非正社員：37.3% (平成20年)*	正社員： 41.7% 非正社員：18.4% (平成22年)	正社員： 43.8% 非正社員：19.3% (平成23年)(注11)	正社員： 47.7% 非正社員：22.1% (平成24年)(注11)
子育てバリアフリーに関する指標	特定道路におけるバリアフリー化率	67% (平成21年度)*	—	74% (平成22年度)	81% (平成24年度)
	重点整備地区内の主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	91.5% (平成21年度)	96.0% (平成22年度)	97.8% (平成23年度)	97.3% (平成24年度)
	旅客施設のバリアフリー化率	77.9% (平成22年度)*	—	85.5% (平成22年度)	81.9% (平成24年度)
	園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合	46% (平成21年度)*	—	47% (平成22年度)	48% (平成23年度)
	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	47% (平成21年度)	—	48% (平成22年度)	51% (平成24年度)
男女別介護時間の動向(社会生活基本調査の「ふだん介護をしている人」における性別行動者率, 介護時間の分析)		①行動者率 男:21.4% 女:38.6% ②行動者平均時間 男:2時間24分 女:2時間34分 (平成18年)	—	—	①行動者率 男:18.8% 女:35.6% ②行動者平均時間 男:2時間17分 女:2時間20分 (平成23年)
妊娠・出産, 産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談件数		妊娠・出産:1,994件 育児休業: 1,657件 (平成21年度)	妊娠・出産:1,883件 育児休業: 1,543件 (平成22年度)	妊娠・出産:1,883件 育児休業: 1,543件 (平成22年度)	妊娠・出産:3,186件 育児休業: 1,392件 (平成24年度)
労災認定事案のうち, 脳・心臓疾患の件数		293件 (平成21年度)	285件 (平成22年度)	285件 (平成22年度)	338件 (平成24年度)
労災認定事案のうち, 精神障害によるものの件数		234件 (平成21年度)	308件 (平成22年度)	308件 (平成22年度)	475件 (平成24年度)
第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進					
全国農業協同組合中央会役員に占める女性の割合		3.4% (平成22年)	—	3.6% (平成23年)	3.4% (平成25年)
全国農業協同組合連合会役員に占める女性の割合		8.1% (平成22年)	—	5.4% (平成23年)	5.4% (平成25年)
全国森林組合連合会役員に占める女性の割合		0% (平成22年)	—	0% (平成23年)	0% (平成25年)

項 目		計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値
森林組合役員に占める女性の割合		0.3% (平成20年)	—	0.3% (平成21年)	0.3% (平成23年)
全国漁業協同組合連合会役員に占める女性の割合		0% (平成22年)	—	0% (平成23年)	0% (平成25年)
漁業協同組合役員に占める女性の割合		0.3% (平成20年)	—	0.3% (平成21年)	0.4% (平成24年)
指導農業士等に占める女性の割合		30.2% (平成21年)	—	33.7% (平成22年)	32.9% (平成23年)
女性の認定農業者数		7,845人 (平成20年)	8,791人 (平成21年)	9,700人 (平成23年)	9,524人 (平成24年)
農村女性起業数		9,533件 (平成19年度)*	9,641件 (平成20年度)	9,757件 (平成22年度)	9,757件 (平成22年度)
第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援					
相対的貧困率(注5)		男性:14.36% 女性:17.37% (平成19年)(注6)	—	—	—
男女間賃金格差(注1)		69.8 (平成21年)	69.3 (平成22年)	70.6 (平成23年)	70.9 (平成24年)
非正規・正規賃金格差①(注2)		男性:73.1 女性:68.3 (平成21年)	男性:71.1 女性:68.8 (平成22年)	男性:65.9 女性:68.3 (平成23年)	男性:63.7 女性:70.4 (平成24年)
非正規・正規賃金格差②(注3)		男性:65.8 女性:70.3 (平成21年)	男性:67.6 女性:70.0 (平成22年)	男性:65.4 女性:69.2 (平成23年)	男性:63.5 女性:69.3 (平成24年)
非正規から正規への移動率(注4)		男性:39.5% 女性:18.8% (平成21年)	男性:35.7% 女性:18.7% (平成22年)	男性:33.0% 女性:18.5% (平成23年)(注11)	男性:33.1% 女性:17.6% (平成25年)
低所得層(第I四分位)の賃金		男性:226.10千円* 女性:168.89千円* (平成21年)*	男性:228.62千円 女性:170.06千円 (平成22年)	男性:222.2千円 女性:169.1千円 (平成23年)	男性:227.17千円 女性:172.53千円 (平成24年)
マザーズハローワー	拠点数	163か所 (平成22年度)	168か所 (平成23年度設置予定を含む)	168か所 (平成23年度設置予定を含む)	177か所
	就職件数	54,342件 (平成21年度)	63,510件 (平成22年度)	63,510件 (平成22年度)	69,413件 (平成24年度)

項 目		計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値
ク事業の実績	新規求職申込件数	180,665件 (平成21年度)	198,481件 (平成22年度)	198,481件 (平成22年度)	209,731件 (平成24年度)
	担当者制による就職率	80.8% (平成21年度)	85.1% (平成22年度)	85.1% (平成22年度)	86.1% (平成24年度)
年収200万円以下の給与所得者の割合		男性:10.00% 女性:43.71% (平成20年)*	男性:9.81% 女性:42.64% (平成22年)	男性:10.14% 女性:43.18% (平成23年)	男性:10.78% 女性:43.51% (平成24年)
養育費を受け取っている母子世帯の比率		19.0% (平成18年)	—	—	19.7% (平成23年)
自己啓発を行っている労働者の割合		正社員: 58.1% 非正社員:37.3% (平成20年)*	正社員: 41.7% 非正社員:18.4% (平成22年)	正社員: 43.8% 非正社員:19.3% (平成23年)(注11)	正社員: 47.7% 非正社員:22.1% (平成24年)(注11)

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

「共生社会」の用語・考え方の周知度		40.2% (平成19年)	—	—	40.9% (平成24年)
中高年齢者トライアル雇用の開始者数		6,217人 (平成21年)	4,959人 (平成22年)	4,959人 (平成22年)	3,507人 (平成24年度)
中高年齢者トライアル雇用の常用雇用移行率		77.3% (平成21年)	78.1% (平成22年)	78.1% (平成22年)	77.0% (平成24年度)
少なくとも一方の親が外国人である子どもの数と構成比率		35,651人(3.2%) (平成18年)	34,277人(3.2%) (平成22年)	34,277人(3.2%) (平成22年)	34,020人(3.2%) (平成24年)
国際結婚比率		4.86% (平成21年)	4.31% (平成22年)	4.31% (平成22年)	3.54% (平成24年)
女性を被害者とする人権相談件数		17,209件* (平成21年)	16,195件 (平成22年)	15,512件 (平成23年)	14,636件 (平成24年)
障害者の実雇用率	国の機関(法定雇用率2.1%)	2.29% (平成22年6月)	—	2.24% (平成23年6月)	2.44% (平成25年6月)
	都道府県の機関(法定雇用率2.1%)	2.50% (平成22年6月)	—	2.39% (平成23年6月)	2.52% (平成25年6月)
	市町村の機関(法定雇用率2.1%)	2.40% (平成22年6月)	—	2.23% (平成23年6月)	2.34% (平成25年6月)
	都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.0%)	1.78% (平成22年6月)	—	1.77% (平成23年6月)	2.01% (平成25年6月)
	独立行政法人等(法定雇用率2.1%)	2.24% (平成22年6月)	—	2.08% (平成23年6月)	2.27% (平成25年6月)

項 目	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値
訪問介護員と介護職員の離職率(合計)	17.0% (平成21年度)	17.8% (平成22年度)	17.8% (平成22年度)	17.0% (平成24年度)
第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶				
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	72,792件 (平成21年度)	77,334件 (平成22年度)	82,099件 (平成23年度)	89,490件 (平成24年度)
警察における配偶者からの暴力に関する相談の対応件数	28,158件 (平成21年)	33,852件 (平成22年)	34,329件 (平成23年)	43,950件 (平成24年)
地方公共団体から民間シェルターへの財政支援額	142,135,215円(注7) (平成21年度)	134,100,850円 (平成22年度)	134,100,850円 (平成22年度)	149,136,000円(注8) (平成24年度)
配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数	103市町村 (平成22年12月)	—	—	563市町村 (平成25年9月)
配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数	4,681件 (平成21年)	—	4,579件 (平成22年)	4,373件 (平成24年度)
配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数	3,087件 (平成21年)	—	2,739件 (平成23年)	2,739件 (平成23年)
強姦の認知件数	1,402件 (平成21年)	1,289件 (平成22年)	1,185件 (平成23年)	1,410件 (平成25年)
強制わいせつの認知件数	6,688件 (平成21年)	7,027件 (平成22年)	6,870件 (平成23年)	7,672件 (平成25年)
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数	6,280人 (平成22年)	6,494人 (平成23年)	6,712人 (平成24年)	6,752人 (平成25年速報値)
性的虐待事件の検挙件数	91件 (平成21年)*	67件 (平成22年)	96件 (平成23年)	112件 (平成24年)
児童ポルノ事犯の検挙件数	935件 (平成21年)	1,342件 (平成22年)	1,455件 (平成23年)	1,596件 (平成24年)
児童相談所における性的虐待相談対応件数	1,350件 (平成21年度)	—	1,405件(注9) (平成22年度)	1,449件 (平成24年度)
売春防止法違反検挙件数	1,562件 (平成21年)	1,386件 (平成22年)	1,138件 (平成23年)	1,030件 (平成25年)
婦人相談員の設置数	1,042人 (平成21年度)	1,074人 (平成22年度)	1,074人 (平成22年度)	1,217人 (平成24年度)
人身取引事犯の検挙件数	28件 (平成21年)	19件 (平成22年)	25件 (平成23年)	25件 (平成25年)
都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数	11,898件 (平成21年度)	11,749件 (平成22年度)	12,228件 (平成23年度)	9,981件 (平成24年度)

項目	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	
全学的に教員に対し、学内におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための対策を実施している大学の割合(注16)	91.2% (平成20年)	91.9% (平成21年)	91.9% (平成21年)	98.6% (平成23年)	
第10分野 生涯を通じた女性の健康支援					
健康寿命	男性:73歳 女性:78歳 (平成19年)	—	—	—	
生活習慣病(悪性新生物, 心疾患, 脳血管疾患)による死亡数の死亡数全体に対する比率	男性:58% 女性:56% (平成21年)	男性:57% 女性:54% (平成22年)	男性:57% 女性:54% (平成22年)	男性:56% 女性:52% (平成24年)	
出産後1か月時の母乳育児の割合	48.3% (平成21年度)	—	—	47.5% (平成25年度)	
人工妊娠中絶件数	212,694件(注10) (平成22年度)*	—	212,694件(注10) (平成22年度)	196,639件 (平成24年度)	
10代の人工妊娠中絶実施件数	20,357件(注10) (平成22年度)*	—	20,357件(注10) (平成22年度)	20,659件 (平成24年度)	
20代の人工妊娠中絶実施件数	92,813件(注10) (平成22年度)*	—	92,813件(注10) (平成22年度)	84,169件 (平成24年度)	
30代の人工妊娠中絶実施件数	82,170件(注10) (平成22年度)*	—	82,170件(注10) (平成22年度)	74,474件 (平成24年度)	
性感染症罹患率(定点当たりの報告数)	性器クラミジア	27.09 (平成21年)	27.02 (平成22年)	26.56 (平成23年)	25.26 (平成24年)
	性器ヘルペス	8.07 (平成21年)	8.72 (平成22年)	8.52 (平成23年)	8.89 (平成24年)
	尖圭コンジローマ	5.50 (平成21年)	5.47 (平成22年)	5.40 (平成23年)	5.63 (平成24年)
	淋菌感染症	9.65 (平成21年)	10.72 (平成22年)	10.60 (平成23年)	9.52 (平成24年)
就業女性医師数	49,113人 (平成20年)	—	53,002人 (平成22年)	56,689人 (平成24年)	
就業助産師数(注13)*	27,789人 (平成20年)	29,670人 (平成22年)	29,672人 (平成22年)	31,835人 (平成24年)	
院内助産所数・助産師外来数	464件 (平成22年)	—	—	1,054件(注15) (平成23年)	
医師	18.1% (平成20年)	—	18.9% (平成22年)	19.7% (平成24年)	

項 目		計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値
専門的職業	歯科医師	19.9% (平成20年)	—	20.8% (平成22年)	21.7% (平成24年)
	薬剤師	67.0% (平成20年)	—	66.8% (平成22年)	66.5% (平成24年)
	日本医師会役員	3.3% (平成22年)	—	3.3% (平成23年)	3.3% (平成25年)
	都道府県医師会役員	4.6% (平成22年)	—	4.6% (平成23年)	4.9% (平成25年)
	日本歯科医師会役員	0% (平成22年)	—	4.0% (平成23年)	3.7% (平成25年)
	都道府県歯科医師会役員	2.6% (平成22年)	—	2.6% (平成23年)	2.6% (平成25年)
	日本薬剤師会役員	7.3% (平成22年)	—	5.0% (平成23年)	5.7% (平成25年)
	都道府県薬剤師会役員	15.3% (平成22年)	—	17.6% (平成23年)	16.8% (平成25年)
スポーツ団体	日本オリンピック委員会役員	3.7% (平成21年)	7.4% (平成22年)	9.1% (平成23年)	13.3% (平成25年)
	日本体育協会役員	7.1% (平成21年)	3.4% (平成22年)	13.3% (平成23年)	13.8% (平成25年)

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

大学(学部)進学率(過年度高卒者等を含む。)	男性:55.9% 女性:44.2% (平成21年)	男性:56.4% 女性:45.2% (平成22年)	男性:56.0% 女性:45.8% (平成23年)	男性:54.0% 女性:45.6% (平成25年)
大学(学部)からの大学院進学率	男性:15.5% 女性:6.8% (平成21年)	男性:17.4% 女性:7.1% (平成22年)	男性:16.4% 女性:7.0% (平成23年)	男性:15.0% 女性:6.0% (平成25年)
初任者研修(校内研修)において男女共同参画に係る研修を実施している都道府県, 政令指定都市, 中核市教育委員会の割合	小学校: 45.3% 中学校: 46.2% 高等学校: 46.9%* (平成21年)	—	小学校: 44.8% 中学校: 45.7% 高等学校: 49.2% (平成22年)	小学校: 44.9% 中学校: 44.9% 高等学校: 48.4% (平成23年)
大学院における社会人学生に占める女性の割合	36.1% (平成21年)	36.6% (平成22年)	36.7% (平成23年)	36.5% (平成25年)
国立大学の課長相当職以上に占める女性の割合	10.4% (平成21年)	—	12.7% (平成22年)	12.3% (平成24年)

項目	計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値	
第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画					
研究者		13.0% (平成21年)	13.6% (平成22年)	13.8% (平成23年)	14.4% (平成25年)
	企業・非営利団体(注14)*	7.2% (平成21年)	7.7% (平成22年)	7.6% (平成23年)	8.1% (平成25年)
	公的機関(注14)*	14.0% (平成21年)	14.6% (平成22年)	15.5% (平成23年)	15.9% (平成25年)
	大学等	23.3% (平成21年)	23.9% (平成22年)	24.3% (平成23年)	25.0% (平成25年)
理工系の学生	理学:25.7% 工学:10.7% 農学:40.1% 医学・歯学:33.2% (平成21年)	理学:25.8% 工学:10.9% 農学:40.9% 医学・歯学:33.0% (平成22年)	理学:25.9% 工学:11.2% 農学:41.8% 医学・歯学:33.3% (平成23年)	理学:26.2% 工学:12.3% 農学:43.6% 医学・歯学:33.7% (平成25年)	
第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進					
記者(日本新聞協会)	15.6% (平成22年)	15.9% (平成23年)	15.9% (平成23年)	16.7% (平成25年)	
日本新聞協会役員	0% (平成22年)	0% (平成23年)	0% (平成23年)	0% (平成25年)	
日本新聞協会加盟各社役員	2.0%* (平成21年)	2.1% (平成22年)	2.1% (平成22年)	2.5% (平成24年)	
日本民間放送連盟役員	0% (平成22年)	—	0% (平成23年)	0% (平成25年)	
日本民間放送連盟加盟各社役員	1.1% (平成20年)	—	—	—	
日本放送協会役員	0% (平成22年)	—	0% (平成23年)	0% (平成25年)	
第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進					
日本PTA全国協議会役員	8.7% (平成21年)	0% (平成23年)	0% (平成23年)	11.1% (平成25年)	
都道府県・政令指定都市PTA協議会役員	6.6% (平成22年)	4.9% (平成23年)	4.9% (平成23年)	6.6% (平成25年)	
PTA会長(小中学校)	10.5% (平成22年)	—	10.9% (平成23年)	11.2% (平成24年)	

項 目		計画策定時の数値	H23.9時点	H24.9時点	最新値
第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献					
在外公館	特命全権大使, 総領事	2.0% (平成21年)	1.4% (平成22年)	1.0% (平成23年)	1.5% (平成25年)
	公使, 参事官以上	4.2% (平成21年)	4.5% (平成22年)	4.5% (平成23年)	5.3% (平成25年)
国際機関等	専門職以上の日本人職員	57.3% (平成21年)	—	57.3% (平成22年)	57.9% (平成25年)

(注1) 男性一般労働者の所定内給与額を100とした場合の女性一般労働者の所定内給与額。

(注2) 一般労働者, 男女別, 大学・大学院卒, 年齢階級別(30~49歳)の平均所定内給与額について, 正社員を100とした場合の正社員以外の値。

(注3) 一般労働者, 男女別の平均所定内給与額について, 正社員を100とした場合の正社員以外の値。

(注4) 総務省「労働力調査」において, 過去3年間に離職した役員を除く雇用者で前職が非正規の職員・従業員である者のうち, 現職が正規の職員・従業員である者の割合。なお, 平成21年及び22年について非正規の職員・従業員とは, 「パート・アルバイト」, 「労働者派遣事業所の派遣社員」, 及び「その他」の合計である。

(注5) 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(ここでは中央値の半分としている)に満たない世帯員の割合をいう。

(注6) 平成19年の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に, 内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員が行った特別集計による。

(注7) 平成21年11月1日時点での見込額。

(注8) 平成24年11月1日時点での見込額。

(注9) 東日本大震災の影響により, 福島県を除いて集計した数値である。

(注10) 東日本大震災の影響により, 福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

(注11) 東日本大震災の影響により, 岩手県, 宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。

(注12) 東日本大震災の影響により, 福島県川内村, 葛尾村, 飯館村を除いて集計した数値である。

(注13) 助産師数については, 就業助産師の数であるため, 上段の「就業女性医師数」の並びともあわせて「就業助産師数」に変更。

(注14) 平成24年に調査対象範囲が整理されたことに伴い, 従来「企業等」の対象としていた一部の「特殊法人・独立行政法人」は, 「公的機関」の対象に変更となっている。

(注15) 平成23年より集計方法が変更となったため, 23年以降と22年までの数値を単純に比較することはできない。

(注16) 平成23年度の値は, 大学全体で学生・教職員を対象としたセクシャルハラスメント等防止(アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等も含む)の取組を実施している大学の割合。

* 計画策定後, 所要の修正を行ったもの。